

フランス地方圏の都市公共交通について（参考資料）

20090227 西田 敬

1 フランスの地方行政と都市公共交通関連の行政制度

（公共交通関連の行政制度は、パリ市を含むイル・ド・フランス地域圏と、その他の地方圏とは全く異なっている。※1）

地域圏（レジオン） （本土 22）	→地域圏交通計画の策定 フランス国鉄の地域圏急行輸送（TER）の運営・管理
県（デパルトマン） （本土 96）	→県交通計画の策定 都市交通区域（PTU）の許可 通学輸送について一部の都市公共交通当局へ関与 都市交通区域を除く、県内域における公共交通の運営・管理
市町村（コミューン） （約 36,500） ※2	→都市圏交通計画（PDU）の策定 都市交通区域内の公共交通の運営・管理

※1 パリ市を含むイル・ド・フランス地域圏は、かつて国の強い関与によるパリ運輸組合（STP）が管轄 →2001年イル・ド・フランス圏運輸組合（STIF）に改称、地域圏が参画
→「地方の自由及び責任に関する 2004年8月13日法」により地域圏に移管決定
→2005年完全実施

※2 多くの都市圏では広域行政組織に権限委譲（都市交通当局全 228 都市圏のうち 171 都市圏・75%、10万人以上 69 都市圏では全て=2002年）

2 法制度の変遷概要

1971年 交通税（VT）のパリへの導入

1973年 交通税の地方都市圏への導入

1982年 国内交通基本法（LOTI）成立

——パリ都市圏を除いた、フランス全土を対象とする全ての交通に関する基本法として、国・地域圏・県・基礎自治体（コミューン）の責務と権利を規定

——都市交通に関しては都市圏交通広域行政体（AO（AOTU））にマスタープランとなる都市圏交通計画（PDU）策定を位置づけ →しかし 1996年の大気法成立まで試行錯誤が続く

1996年 大気及びエネルギーの合理的利用に関する法律（大気法）成立

——大気汚染防止計画との整合

——10万人以上都市圏に都市圏交通計画の策定を義務づけ

→リヨン都市圏（1997年）を皮切りに 2002年6月までに 43 都市圏が策定を完了

→現在は改定が進む（2004年ボルドー、サンテチエンヌ、2005年リヨン、ミュルーズ等）

2000年 連帯・都市再生法（SRU法）成立

——フランス国鉄の地域圏急行輸送（TER）の地域圏移管 →2002年完全実施

——都市交通区域外において、交通税と同様の特別課税を可能にする新たな枠組みの創設

——広域統合スキーム（SCoT）／都市計画ローカルプラン（PLU）（旧・都市基本計画（SD）／土地占用計画（POS）＝SRU法で改正）との整合

3 都市交通行政の運営と財源

1) 特定財源としての交通税（VT）の存在

◆課税対象：都市交通区域内の、従業員9人以上事業者の給与総額を対象に、事業者に課税

◆財政状況：運営＋投資費用の合計 4,456 百万ユーロに対して（2003年）

運賃収入 911 交通税 2,008 地方政府 1,408 国 129（百万ユーロ）

2) 国による軌道系交通インフラ補助

2005年度以降、新規採択打ち切り（2004年財政法） →環境グルネル法案で政策変更

3) 運営制度：運営費補助を前提としながら民間委託（コンセッション）により民間セクターが自治体と委託契約を行い実際の運行管理を行うビジネスモデルが確立。

◆地方都市の公共交通事業における寡占3社の概要（2004年度）

事業者名	ケオリ (Keolis)	コネックス (Connex) ※2	トランスデヴ (Transdev)
従業員数	30,800人	61,300人	21,600人
資本関係	3i フランス国鉄	ヴェオリア環境グループ (Veolia Environnement)	預金・供託公庫 パリ運輸自治公社
都市数※1	21都市	14都市	16都市
売上高	22億ユーロ 海外比率 37%	36億ユーロ 海外比率 59%	6億9千万ユーロ ※3 海外比率 43%

※1：10万人以上63都市圏（2000年）

※2：2005年にヴェオリアトランスポート (Veolia Transport) へ改称

※3：グループ内。提携先も含む売上高は13億2千万ユーロ

4 最近の動き：「環境グルネル」とその法制化による新しい交通政策

1) 環境グルネルの経過

- ・サルコジ大統領は2007年の大統領選挙において持続可能な発展 (développement durable) を公約の一つに
- ・2007年5月の大統領就任後直ちに省庁再編を実施
旧運輸・設備・観光・海洋省および旧環境省等の統合・再編
→環境・エネルギー・持続可能な発展・国土整備省（同省大臣ジャン＝ルイ・ボルロー）
- ・2007年7月、環境グルネルが発足
7月～9月 6つのワーキンググループによる議論（気候温暖化、生物多様性、天然資源、健康、汚染、農村）
9月27日 環境グルネル報告原案公表
9月28日～10月19日 公開意見聴取
→地域における討議（参加者は15000人を超える）、インターネット（アクセスは30万件）、国民議会での審議（10月3、4日）、協議会の開催
- ・2007年10月24・25日 環境グルネル最終会合
 - ・2008年 33の実行委員会による法制化の検討

2) 環境グルネル最終報告（交通関係）

- ・路面電車およびバス専用道路の路線について、パリを除く地域で1,500km新設（投資規模180億ユーロのうち国負担40億ユーロ）
- ・イル・ド・フランス地域の鉄道網延伸
- ・TGV路線網を2020年までに2,000km新設
- ・鉄道貨物輸送と河川交通網の活用により、トラック交通量を200万台、100万台それぞれ削減
- ・新たな環境財源を「気候・エネルギー計画」における公共交通整備の資金としてフランス交通インフラ資金調達機構 (AFITF) と地方自治体に与える

3) 環境グルネルの法制化

- ・グルネル第1法案 (←環境グルネル基本法案)

「環境グルネルの実施に関するプログラム法案」 **Projet de loi de programme relatif à la mise en oeuvre du Grenelle de l'Environnement**

2008年4月30日 公表

2008年10月21日 国民議会 (下院) 可決

2009年2月10日 元老院 (上院) 可決

≪「建設・運輸分野」及び「農業分野」に関する2本の個別法の制定を予定≫

- ・グルネル第2法案「環境のための全国契約法案」

2009年1月7日 公表 **【建築、都市、交通、エネルギー、生物多様性、リスク・健康・廃棄物、ガバナンスの6分野を規定】**

4) グルネル第1法案の概要

①削減目標

温室効果ガスを2050年までに75%削減、欧州連合で定めた中期目標 (2020年までに20%削減) を明記 (第2条)

②3つの目的

- ・自然・エネルギー資源の希少性、エネルギー価格の高騰を予見し、水やエネルギー、原料の利用、土地利用を効率化し、より持続可能な成長を目指す。
- ・成長と雇用を強化する。建物、再生可能エネルギー、熱分野の技術革新への投資により、0.8%の成長率を確保し、2009~2020年の間に50万人の雇用を創出。
- ・購買力の強化 公共住宅での熱利用の技術革新によって、暖房・電気代を平均で1世帯当たり年間260ユーロ浮かすことが出来る。

[出典：EIC ホームページ「フランス 環境グルネル基本法案を公表 (2008年4月30日)】

③構成

総則 (第1条)

第1編 気候変動との戦い (第2条~第19条)

【注：建築、都市、交通、エネルギーの4分野を規定】

第2編 生物多様性と自然環境 (第20条~第30条)

第3編 環境および廃棄物の衛生対策に関するリスクへの対策 (第31条~第41条)

第4編 国の規範 (第42条)

第5編 ガバナンス、情報、および組織 (第43条~第48条)

第6編 県、地域圏および海外自治体の位置づけ (第49条~第50条)

④交通関係の規定概要

貨物輸送 (第10条)	・自動車以外の貨物輸送を2012年までに25%増加させる ・鉄道貨物輸送及び水運 (運河) 改善のための投資を実施
長距離旅客輸送 (第11条)	・TGV新線の建設：2020年を目標に2000kmを整備
都市公共交通 (第12条)	・自動車の燃費改善 (176g CO ₂ /km→2020年130g CO ₂ /km) ・TCSP (専用通行路をもつ公共交通) の整備 現行路線長329km→15年後に1800kmを目標とする 国による25億ユーロの財政措置
イル・ド・フランス圏における整備 (第13条)	郊外対郊外間の輸送改善、EOLÉ、地下鉄13号線延伸
国内交通基本法 (LOTI) の改正 (第14~15条)	

以上